

## 吉野町町制 70 周年記念 町民提案事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、町民団体・NPO 法人・事業者等（以下「団体等」という。）が吉野町町制 70 周年（以下「70 周年」という。）を記念して自ら企画し、実施する事業に要する経費に対し、吉野町町制 70 周年記念町民提案事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、吉野町補助金等交付規則（平成 12 年吉野町規則第 23 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第 2 条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するものであって、かつ、当該事業が実施する団体等にとっての新規事業又は 70 周年を記念して既存事業の内容等を拡大・拡充して実施する事業（以下「拡大・拡充事業」という。）のいずれかに該当するものとする。

- (1) 70 周年記念事業としてふさわしく、自ら主体的に実施する事業
- (2) 町内で実施する事業
- (3) 実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
- (4) 本町の魅力を町内外に発信する事業
- (5) 令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に実施する事業
- (6) 「吉野町町制 70 周年記念」を冠として広く周知する事業

2 次の各号に該当する事業は、前項の規定に関わらず補助対象事業から除外する。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 他の補助金等の交付を受ける事業
- (3) 施設整備、備品購入を目的とする事業
- (4) 令和 9 年 3 月 31 日までに完了しない事業
- (5) 本町の品位を傷つける又は誤解を招くおそれのある事業
- (6) 法令や公序良俗に反する事業、又はそのおそれがあると認められる事業

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる団体等は、次の各号に該当する団体等とする。

- (1) 5 人以上で構成する団体等であること。
- (2) 宗教上の教義を広め儀式行事を行い、および信者の獲得と教化育成を目的とする団体等でないこと。

(3)政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体等でないこと。

(4)特定の主義主張を行う団体等でないこと。

(5)公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の2に規定する公職の候補者等若しくは政党を推薦し、またはこれらに反対することを目的とする団体等でないこと。

(6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくは構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体等でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に定めるものとする。

(1)報償費（講師、専門家等への謝礼）

(2)交通費（補助対象事業に関わる交通費、通行料金等）

(3)消耗品費及び原材料費（資材、書籍等の購入費、材料費、消耗品等）

(4)印刷費（チラシ、ポスター、報告書等の印刷費）

(5)通信運搬費（郵便料、通信運搬等に係る経費）

(6)保険料（事業に係る保険料）

(7)委託料（事業を行う上で専門的な技術等を要する業務の一部を外部に委託する場合に要する経費）

(8)使用料及び賃借料（会場使用料、車両・物品・機具等の賃借料等）

(9)その他町長が必要と認める経費

2 補助対象事業のうち、既存事業の場合は、70周年を記念して拡大・拡充された事業に要する経費のみを対象とする。

（補助対象外経費）

第5条 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1)飲食費

(2)備品購入費

(3)工事費

(4)団体等の運営経費及び事業実施に直接関係しない経費

(5)団体等の構成員に対する謝礼・人件費及び旅費・宿泊費

(6)支出先が不明な経費（領収書がないもの。ただし、公共交通機関等に係る交通費にあつては、積算書類を領収書とみなす。）

(7)使用目的が不明確な経費

(8)その他社会通念上必要でないと思われるもの及び補助金の趣旨に沿わないと判断されるもの

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、いずれも10万円を上限とする。

(1)新規事業 補助対象経費の合計額

(2)拡大・拡充事業 町制70周年記念事業のために拡大・拡充した部分に係る補助対象経費の合計額

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等は、「吉野町町制70周年記念 町民提案事業補助金」交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1)実施団体の概要に関する説明書(第2号様式)

(2)事業の実施計画書(第3号様式)

(3)事業の収支に関する計画書(第4号様式)

(4)経費の内訳に関する書類(第5号様式)

(5)審査に関する書類(第6号様式)

(6)その他、町長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、同一の実施団体につき1事業に限り提出することができる。

3 補助金の申請にあたっては、事業内容等についてのヒアリングを受ける必要がある。

4 補助対象事業は、交付決定前に着手することができるものとする。

ただし、交付決定日以前に着手している事業に要した経費及び、交付決定日以前に完了した事業に要した経費については、補助対象としない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して、必要な条件を附することができるものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、申請書類の記載内容に虚偽、誤記又は不正行為が認められた場合には、交付決定を取消し、既に交付した補助金について全額の返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払い)

第10条 町長は、必要と認める補助対象事業について、第8条の交付決定後に、補助金の概算払いを行うことができる。

2 補助金の概算払いを必要とする事業を実施する団体等は、町制70周年記念町民提案事業補助金概算払請求書(第8号様式)により、町長に補助金を請求するものとする。

(承認事項)

第11条 交付決定通知を受けた団体等は、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当する場合、町制70周年記念町民提案事業計画(変更・中止・廃止)承認申請書(第9号様式、第10号様式)を提出し、あらかじめ町長の承認を受ける必要がある。

- (1) 補助対象事業に要する経費を20%以上変更しようとするとき
- (2) 補助対象事業の申請内容の目的及びその概要を変更しようとするとき
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき

(事故報告等)

第12条 交付決定通知を受けた団体等は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により、町長に報告し、指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 町長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定通知を行った団体等に対し、その事業の遂行状況に関し報告を求めることができる。

(実績報告)

第14条 補助対象事業を実施した団体等は、事業完了した日から15日以内又は補助対象事業を実施した会計年度末日のいずれか早い日までに、町制70周年記念町民提案事業実績報告書(第11号様式)に次の書類を添えて町長に2

部提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第 12 号様式）
- (2) 事業に要した費用の領収書の写し
- (3) 事業実施にかかる日程、参加者名簿、記録写真など活動実績を明らかにする資料
- (4) その他必要と認められる資料

（額の確定等）

第 15 条 町長は前条の規定により提出された実績報告を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が補助金の交付の内容に適合したことを確認した上で補助金の額を確定し、実績報告書を提出した団体等に通知するものとする。

- 2 補助金額は千円未満を切り捨てたものとし、その金額の上限は当初の交付決定金額、あるいは第 11 条の規定により提出された変更承認申請を町長が承認した額とする。また、既に概算払いを受けている団体等において、精算残金がある場合は速やかにこれを返還しなければならない。

（補助金の精算払い）

第 16 条 額の確定通知を受けた団体等は、その通知を受けてから 10 日以内に町制 70 周年記念町民提案事業補助金精算払請求書（第 13 号様式）により、町長に補助金を請求するものとする。

（書類の整備）

第 17 条 補助事業を実施した団体等は、その事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類を整理し、補助金の交付に係る会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（補則）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

第 2 条 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（経過措置）

第3条 第17条の規定の適用については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。